

日本私立学校振興・共済事業団 学術研究振興資金 採択基準

平成16年 3月30日 理事長決裁
[沿革] 平成19年10月18日 一部改正
平成22年10月 8日 一部改正
平成23年 7月 1日 一部改正

1 趣旨

日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興基金取扱規程に定めるもののほか、学術研究振興資金（以下「資金」という。）の交付の対象となる研究分野及び研究、公募の方法並びに採択の方法等の取扱いについては、この採択基準の定めるところによる。

2 交付の対象となる研究分野

資金の交付対象となる研究分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 人文・社会科学の研究
- (2) 自然科学の研究

3 交付の対象となる研究

資金の交付対象となる研究は、次に掲げるものとする。

(1) 私立大学等に所属する研究者が行う共同研究

私立大学等に所属する研究者（教職員）が研究代表者を含み、二人以上で共同して行う研究で、次の要件のすべてを満たしているものであること。

① 研究分野について

人文・社会科学及び自然科学の研究

人文・社会科学及び自然科学に関する独創的な研究で、交付対象年度の4月1日現在において1年以上の研究実績があること。

② 研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。また、研究分担者には、私立大学等に所属する研究者（教職員）が一人いること。

③ 当該研究に要する経費の全額が、当該私立大学等の支払い対象となるものであること。

(2) 若手研究者が行う研究

私立大学等に所属する助教又はポスト・ドクターが、一人で行う研究であること。
当研究に係る採択基準については、別に定める。

4 公募の方法

(1) 毎年度公募要領を作成し、私立大学等に送付する。

(2) 応募できる件数は、一学校につき一件とし、理事長及び学（校）長の推薦に基づくものとする。

5 継続採択

資金交付の対象となった研究については、その進捗状況を勘案し、継続して採択することができる。ただし、1つの研究に資金を交付する期間は、原則として3年以内とする。

6 採択の方法

- (1) 資金選考委員会において書類審査及び合議による審査を行う。
- (2) 書類審査は、①研究目的 ②研究計画 ③研究の独創性 ④研究遂行能力 ⑤研究費の妥当性 の項目ごとに評価する。
- (3) 申請のあった研究について、委員の4点法による評価で審査し、社会的貢献が期待できる研究分野等に配慮したうえで、総合評価の高いものから採択する。
- (4) 評価は下表により行う。

評価点	内 容	評価点分布の目安
4	特に優れているもの	25%
3	優れているもの	25%
2	やや不満足なもの	25%
1	不満足なもの	25%

- (5) (2)の⑤研究費の妥当性にかかる委員の評価が著しく低く、その研究費に妥当性、合理性が欠けると考えられる研究については、交付額を減額調整することができる。
- (6) 資金交付申請額が少額の研究については、研究規模を考慮して、交付額を増額調整することができる。
- (7) 合議による審査は、書類審査の結果をもとにして、総合的に必要な調整を行う。

7 書類審査の部門

書類審査の部門は、次に掲げるものとする。

- (1) 人文・社会系
- (2) 理工系
- (3) 生物系
- (4) 複合領域

8 資金交付の対象となる経費

資金交付の対象となる事業の経費（以下「対象経費」という。）は、次の範囲とする。

- (1) 資金交付年度に学校法人が支出する当該研究に直接に要する教育研究経費、設備の取得費及びアルバイト賃金であること。
- (2) 研究者の給与、机・椅子等の什器の取得費及び機器備品の修繕費は除くこと。
- (3) 当該研究が科学研究費補助金等、他の公的機関から補助金を交付されている場合は、その補助金の額を対象経費から控除すること。

9 資金交付額

- (1) 資金交付額は、対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 単年度において交付する資金の総額及び一件当たりの交付限度額については、公募要領において定める。

10 学校法人の研究費負担額

- (1) 当該研究に係る学校法人の研究費負担額は、資金交付額と同額以上とする。
- (2) 資金交付時において、資金交付額が学校法人の資金交付希望額を下回った場合においても、学校法人が当初予定した研究費負担額は減額しないものとする。

11 資金交付の内定

学術研究振興資金選考委員会における選考結果については、その採否について、すみやかに学校法人に対して通知を行う。

附 則

- 1 この採択基準は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 日本私立学校振興・共済事業団 学術研究振興資金 交付方針（平成10年3月18日理事長裁定）は廃止する。

附 則 [平成19年10月18日改正]

この改正規定は、平成19年10月18日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 [平成22年10月8日改正]

この改正規定は、平成22年10月8日から実施し、平成22年9月1日から適用する。

附 則 [平成23年7月1日改正]

この改正規定は、平成23年7月1日から実施し、平成23年7月1日から適用する。